

青森県報

第二千十三号

平成十四年四月二十四日(水曜日)

目次

青森県個人情報保護条例第十八条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報の一部改正

包括外部監査契約の締結……………(総務学事課) ……一

保安林の指定解除予定……………(同) ……一

公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(林政課) ……二

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(河川砂防課) ……二

……………(経理課) ……三

公 告

土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……四

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……四

教育委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(県立図書館) ……四

告 示

青森県告示第二百十九号

平成十三年四月一日青森県告示第二百二十八号(青森県個人情報保護条例第十八条

第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報)の一部を次のように改正する。

平成十四年四月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

表准看護婦(士)試験の項中「准看護婦(士)試験」を「准看護師試験」に改める。表介護支援専門員実務研修受講試験の項の次に次のように加える。

青森県立保健大学 学入学者選抜試験 (一般選抜)	大学入試センター試験の教科・科目別得点、個別学力検査等の得点又はランク並びに総合得点及び総合順位	五月一日から 一月間	青森県立保健大学
青森県立保健大学 学入学者選抜試験 (特別選抜)	試験項目ごとの得点	五月一日から 一月間	青森県立保健大学

青森県告示第二百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により平成十四年度に係る包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年四月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成十四年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

石下 雄三

むつ市山田町二九の一五

三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用

1 額の算定方法

基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。

2 支払方法

費用の一部について概算払をする。

青森県告示第二百二十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年四月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 解除予定保安林の所在場所

三戸郡新郷村大字戸来字戸来岳一の一（国有林、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

三戸郡新郷村大字戸来字戸来岳一の一（国有林、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び新郷村役場に備

え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第二百二十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年三月六日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、平内町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年四月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町

2 代表者の住所及び氏名

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町長 逢坂雄一

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸四九の九から五〇の二に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び、の地点と の地点を結ぶ平成十一年の春分の日の満潮位（T・P・プラス〇・五メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

Aの地点 四等三角点トンネル（北緯四〇度五四分〇〇秒六八〇、東経一四〇度

五二分〇二秒五九二）から三八度一七分四六秒九二、七六三・二四メ

トルの地点

の地点 Aの地点（原点 北緯四〇度五四分二〇秒一六、東経一四〇度五二分

二二秒七三）から二二六度三〇分四〇秒一九一・六〇メートルの地点

の地点から一一六度三三分五四秒一五・六五メートルの地点

の地点

- の地点 地点から一九六度二三分二秒三五・四四メートルの地点
- の地点 地点から二〇〇度〇二分四三秒七八・七七メートルの地点
- の地点 地点から二〇四度三七分二五秒二六・四〇メートルの地点
- の地点 地点から二九四度四六分三一秒一四・三一メートルの地点
- の地点 地点から二〇度〇八分二九秒三五・八五メートルの地点
- の地点 地点から二一六度五二分二秒三五・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から二二〇度一四分一一秒一七・〇三メートルの地点
- の地点 地点から三〇六度五二分二秒五・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から三五二度三六分〇二秒七七・六五メートルの地点
- の地点 地点から一〇八度二六分〇六秒六・三二メートルの地点
- の地点 地点から六三度二六分〇六秒六・七一メートルの地点
- の地点 地点から四五度〇〇分〇秒一八・三九メートルの地点
- の地点 地点から三九度〇五分三八秒四一・二三メートルの地点
- の地点 地点から三五度一三分〇三秒四一・六二メートルの地点
- の地点 地点から三三度四一分二秒四二・六三メートルの地点
- の地点 地点から二八度〇四分二秒三四・〇〇メートルの地点

3 面積

八、九二〇・〇〇平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸四九の九から五〇の二一に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び 地点と 地点を結ぶ平成十一年の春分の日の満潮位（T・P・プラス〇・五メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

Aの地点 四等三角点トシネル（北緯四〇度五四分〇〇秒六八〇、東経一四〇度五二分〇二秒五九二）から三八度一七七分四六秒九二、七六三・二四メートルの地点

- の地点 Aの地点（原点 北緯四〇度五四分二〇秒一六、東経一四〇度五二分二秒七三）から二一六度三〇分四〇秒一九一・六〇メートルの地点
- の地点 地点から一一六度三三分五四秒一五・六五メートルの地点
- の地点 地点から一九六度二三分二秒三五・四四メートルの地点

- の地点 地点から二〇〇度〇二分四三秒七八・七七メートルの地点
- の地点 地点から二〇四度三七分二五秒二六・四〇メートルの地点
- の地点 地点から二九四度四六分三一秒一四・三一メートルの地点
- の地点 地点から二〇度〇八分二九秒三五・八五メートルの地点
- の地点 地点から二一六度五二分二秒三五・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から二二〇度一四分一一秒一七・〇三メートルの地点
- の地点 地点から三〇六度五二分二秒五・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から三五二度三六分〇二秒七七・六五メートルの地点
- の地点 地点から一〇八度二六分〇六秒六・三二メートルの地点
- の地点 地点から六三度二六分〇六秒六・七一メートルの地点
- の地点 地点から四五度〇〇分〇秒一八・三九メートルの地点
- の地点 地点から三九度〇五分三八秒四一・二三メートルの地点
- の地点 地点から三五度一三分〇三秒四一・六二メートルの地点
- の地点 地点から三三度四一分二秒四二・六三メートルの地点
- の地点 地点から二八度〇四分二秒三四・〇〇メートルの地点

3 面積

八、九二〇・〇〇平方メートル

四 埋立地の用途

史跡公園、緑地及び分譲地

青森県告示第二百二十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十四年四月十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十四年四月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

売りさばき人の住所及び氏名
東津軽郡平内町大字小湊字下夕田二一
八重樫 貞四郎

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、中市筒口土地改良区の定款の変更を平成十四年四月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年四月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年四月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
三戸郡三戸町大字川守田字西松原四〇の一及び四〇の三から四〇の五まで	三戸町
西津軽郡森田村大字森田字月見野三〇〇の三（第二工区）	森田村
上北郡下田町青葉四丁目五〇の二二七、五〇の二三〇から五〇の二三二まで、五〇の二二七八及び五〇の二二七九	京都府京都市上京区出町今出川上る青龍町二三一 株式会社マルハン

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年四月二十四日

青森県立図書館副館長 金子 睦 男

- 一 特定役務の名称及び数量
電子計算組織等の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立図書館
青森市大字荒川字藤戸一一九の七
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十四年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日立キャピタル株式会社東北法人営業支店
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一〇の一七
- 六 契約金額
六千七百四十三万五千二百円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の範囲内の価格をもって見積りをした者を契約の相手方としたものである。
- 八 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用したものである。

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東 興 印 刷 株 式 会 社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭